

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（令和4年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	29人	10.0%	主事級	29人	10.0%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	35人	12.1%	主事級	35人	12.1%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	94人	32.5%	主事級	75人	26.0%
				係長級	19人	6.6%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	65人	22.5%	係長級	32人	11.1%
				課長補佐級	33人	11.4%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	51人	17.7%	課長補佐級	21人	7.3%
				課長級	30人	10.3%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	8人	2.8%	課長級	8人	2.8%
7級	部長の職務	7人	2.4%	部長級	7人	2.4%
合計		289人	100.0%		289人	100.0%